

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「きらやかグローバル好配当株式オープン」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更（約款変更）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 約款変更の内容

当ファンドの信託期間を「無期限」から「2021年11月25日まで」に変更いたします。あわせて、当ファンドの受益権口数が一定水準（5億口）を下回ることとなった場合に繰上償還できる旨を追加いたします。

### 2. 約款変更の理由

当ファンドは2005年に設定し、好配当世界株マザーファンド受益証券および好配当日本株マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の金融商品取引所または外国金融商品市場に上場されている株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が継続し、今後もファンドの純資産の大幅な増加が見込まれない状況となっております。

このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となっていく可能性があることから、無期限であった信託期間を2021年11月25日までと有期限化することに加え、受益権口数が5億口を下回ることとなった場合に繰上償還できるとする約款変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

### 3. 約款変更までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2019年9月12日
- ・ 異議申立期間 : 2019年9月12日～2019年10月21日
- ・ 約款変更の可否判断日 : 2019年10月23日
- ・ 買取請求期間 : 2019年10月31日～2019年11月19日
- ・ 約款変更適用日（予定） : 2019年11月25日

### 4. 異議申立て手続きについて

2019年9月12日現在の受益者で、上記の約款変更についてご異議のある方は、2019年9月12日から2019年10月21日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2019年9月12日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更の届出を行い、2019年11月25日より適用します。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の

基準価額から信託財産留保額を控除した価額) で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2019年9月12日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
アセットマネジメントOne株式会社